

## ＜メディアウオッチ＞ 原告席で感じる秘密保護法訴訟の手ごたえと問題点

2014年9月24日 上出 義樹

### 門前払いが多い違憲訴訟

国民の基本的な人権や知る権利を踏みにじる特定秘密保護法は憲法に違反するとして、フリーランスの記者・編集者、映像ジャーナリストら 40 人余が国を相手取り、この年末が期限とされている同法の施行の停止や無効確認などを求めている集団訴訟＝メディアウオッチ 6 月 30 日、3 月 19 日付参照＝の第 2 回口頭弁論が 9 月 17 日、東京地裁（谷口豊裁判長）で開廷。私も、原告の 1 人として、6 月の初公判に続き、原告席から裁判に臨んだ。

新法の無効などを求めるこの種の訴訟では、実質的な審理がほとんど行われず、いわゆる「門前払い」のケースが多い。しかし、これまで 2 回の口頭弁論では、多数の傍聴者の熱い視線を意識してか谷口裁判長が、実質審理につながるような訴訟指揮をするなど、原告側にとって予想以上の手ごたえが感じられた。そんな裁判のポイントを中間報告する。

### 社会的な強者から国民や市民を守らない司法の現実

国を相手取ったさまざまな訴訟では多くの場合、原告の市民らの声を無視する判決が目につく。最高裁の調査官などを務めた元判事の瀬木比呂志氏は話題の著書『絶望の裁判官』（講談社現代新書、2014 年 2 月）の中で、東京地裁の多数の部で審理が行われている違憲訴訟に関する実例を取り上げ、「裁判長たちが秘密裏に継続的な会合をもち、却下ないし棄却を暗黙の前提として審理の進め方等について相談」を行うなど、「事前談合に類した行為」があることを指摘。社会的な強者から国民、市民を守る「大きな正義」はきわめて不十分にしか実現されないことを厳しく批判している。

こうしたいびつな司法の現実のもとで、特定秘密保護法の問題点にメスを入れる実質的な審理をさせることができるかどうか、今回の訴訟のいわば第一関門である。

### 予想外の展開で本人尋問など実質審理に入る可能性も

その点で、第 2 回口頭弁論では、意外な進展があった。次回以降の裁判の進め方に関連して、谷口裁判長が「きちんと手続きに乗ってやりたい」と原告側の代理人に対し、原告の本人尋問に向けた準備を促したのだ。第 1 回口頭弁論では原告のうち 4 人が、意見陳述を行い、それぞれ提訴の理由を述べた。原告側は第 3 回以降の口頭弁論で、さらに何人かの原告の意見陳述を求めるはずだったが、言い放しの意見陳述ではなく、実質的な審理である本人尋問を裁判長の方から打診され、原告の代理人を務める山下幸夫弁護士も「あるいはリップサービスかもしれないが、予想外の展開」と、驚いている。

### 大法廷の傍聴席を埋めた支援者が裁判を後押し

この「予想外の展開」を引き出した縁の下での力持ちと言えるのが、集団訴訟の支援者である。初公判では傍聴者が約 50 席の定員をオーバーしたため抽選が行われ、今回は大法

廷に変更されて傍聴席を埋める 100 人近い支援者らが裁判を見守った。公判終了後、東京地裁に近接する弁護士会館で原告と支援者らの交流集會が開かれ、山下弁護士はこの日の口頭弁論のポイントを説明。「傍聴者が多いと裁判官の態度も変わる。いつもはぞんざいな感じもする裁判長だが、これまでのところかなり丁寧な訴訟指揮をしている。しかし、本人尋問にまで行くとは思わなかった」と、リアルに感想を語った。

既報の記事の繰り返しになるが、今回の集団訴訟の特徴は、「フリーランス」の報道従事者・表現者が原告になっている点である。特定秘密保護法第 22 条 2 項には、「報道に従事する者」に対しては取材の自由を保証する規定があり、国会の審議では担当大臣らが、フリーランスも「報道の従事者」の対象になると、一応答弁している。しかし、本当にフリーランスが免責されるという保証は全くない。現実には中央省庁や警察などの公的な機関は、記者クラブに所属するマスコミの記者には優先的に情報提供するなど持たれ合いの関係が強いが、フリーランスはさまざまな形で露骨に排除されている。そんな言論活動の「弱者」とも言えるフリーランスに、被告の国側がどんな対応を示すのかが裁判の眼目である。

### **国の代理人は報道の従事者にフリーランスも含まれることを強調**

実際に公判で国はどんなことを主張しているのだろうか。第 2 回口頭弁論では国の代理人から、今年 12 月と定められている特定秘密保護法の施行日を 10 月上旬に政令で決めることが明らかにされたほか、今回の訴訟に対する国の主張を列挙した準備書面が示された。

この書面では、原告の提訴が「一般的抽象的に特定秘密保護法の無効の確認を求めるものに過ぎない」「したがって、本件無効確認の訴えは、『法律上の訴訟』には当たらない」などと、予想どおり「門前払い」の法論理を展開。その一方、昨年 11 月 27 日の参院本会議での森まさこ担当大臣の答弁を引用し、『『出版又は報道の業務に従事する者』にフリーのジャーナリストは含まれる』『したがって、特定秘密保護法は何ら表現の自由、報道・取材の自由を侵害するものではなく…』などと、具体的な問題にも立ち入って釈明している。

### **悪法の矛盾点や政府の説明不足があらためて浮き彫りに**

原告の世話人代表を務めるジャーナリストの寺澤有氏は「国側の準備書面は約 30 頁に及ぶ。個別の問題でもいちいち反論しているのは、それだけ矛盾点や説明不足があるという証し」と指摘。「しかし、傍聴者が大きく減ったりすると審理を早く打ち切られることがあるので、油断はできない。現在、静岡地裁と横浜地裁でも行われている秘密保護法訴訟の原告たちとも連携しながら悪法に反対していきたい」と、11 月 19 日に開かれる第 3 回口頭弁論に向け、さらなる支援の輪の広がりをアピールしている。

(かみで・よしき) 北海道新聞社で東京支社政治経済部、シンガポール特派員、編集委員などを担当。現在フリーランス記者。上智大大学院博士後期課程(新聞学専攻)在学中。